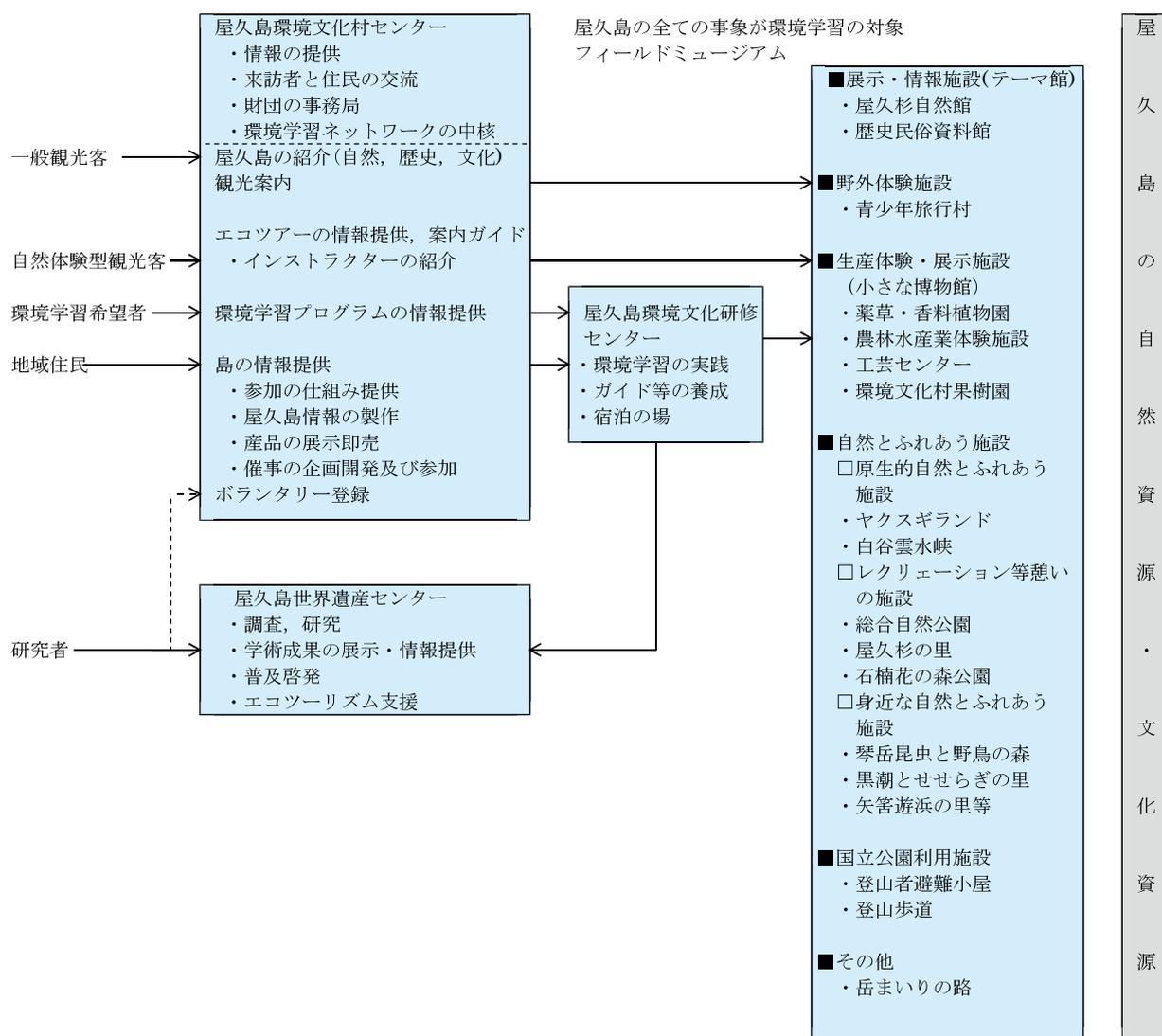


図 3-2 環境学習の展開図（屋久島環境文化村構想）



③ 中核施設の整備

平成4年11月に策定公表された「屋久島環境文化村マスタープラン」を受けて、屋久島における環境学習推進のための中核施設の開設準備に着手し、総合的な交流拠点である「屋久島環境文化村センター」と、環境学習をより深く理解し体験する場である「屋久島環境文化研修センター」を平成8年7月20日に開館し、平成21年7月には屋久島環境文化村センター入館者が100万人を突破しました。

ア 屋久島環境文化村センター

(ア) 施設の位置付け・機能

- ・ 屋久島の自然, 文化に関する情報提供 (インフォメーション機能)
- ・ 環境学習の普及, 推進 (ゲート・オリエンテーション機能)
- ・ 地域内外を結ぶ交流 (ロビー機能)
- ・ 環境文化村構想推進の核 (センター機能)

(イ) 利用状況 (表3-7)

(ウ) 主な事業

- ・ 環境保全普及啓発, 情報提供

表3-7 利用状況（屋久島環境文化村センター）

（単位：人）

年度		H23	H24	H25	H26	H27	累計
区分							
	入館者数	51,747	62,146	64,212	62,648	75,026	1,406,879
	有料観覧者数	29,949	24,709	24,405	25,743	22,650	811,908
内	大人	24,945	20,585	20,438	21,525	19,133	691,306
	高校・大学生	2,627	2,444	2,254	2,769	1,978	54,961
	小学・中学生	2,377	1,680	1,713	1,449	1,539	42,991

※累計は、平成8年の開館以降の累計人数である。

イ 屋久島環境文化研修センター

(ア) 施設の位置付け・機能

- ・ 環境学習の推進及び人材の養成（研修機能）
- ・ 研修参加者相互の交流促進（交流機能）
- ・ 研修参加者を対象とした宿泊提供（宿泊機能）

(イ) 利用状況（表3-8）

(ウ) 主な事業

- ・ 屋久島における環境学習

表3-8 利用状況（屋久島環境文化研修センター）

（単位：人）

年度		H23	H24	H25	H26	H27	累計
区分							
	来館者数	6,996	7,352	6,858	6,081	7,349	150,273
	延べ利用者数	6,933	7,053	6,453	6,049	7,349	113,655

※累計は、平成8年の開館以降の累計人数である。

④ 屋久島環境文化財団

屋久島環境文化財団は、平成5年3月に、県、上屋久町（当時）、屋久町（当時）の出捐により設立され、屋久島の優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるための各種事業を実施しています。

なお、平成15年1月には財団設立10周年を記念して記念式典等を行い、平成24年度には、財団設立20周年記念事業として「屋久島の未来に向けて～これまでの歩みと将来への展望」をテーマに屋久島環境文化村構想20周年記念シンポジウムを平成24年11月に開催するとともに、平成25年3月に財団設立20周年記念誌を発行しました。

（事業の概要）

ア 環境学習事業

自然文化体験セミナー、地域住民を対象とした星空観察会・ふるさとセミナー・自然に親しむ集い、屋久島のエコツアーガイドや観光従事者等の資質向上を図るためのガイドセミナー、一般社会人を対象とした屋久島の自然・文化等に関する屋久島研究講座を開催。

イ 環境形成事業

環境保全の重要性の啓発のためのマナーガイドの作成配布、ゴールデンウィークと夏休み期間中の縄文杉への登山口でのマナー指導や縄文杉周辺での指導パトロー

ル、団体や学校などの環境保全活動への支援。

ウ 交流推進事業

財団会報の発行、ホームページによるイベントや地域の情報を島内外に発信。また財団ファンクラブの運営・加入促進、ボランティアの集い、島内でのボランティア活動を実施。

エ 屋久島地域づくり支援事業

屋久島におけるエコツーリズムの支援や地域づくりを支援するためのイベントや活動等に対する支援。

オ 財団管理運営事業

環境文化村構想の普及や次年度に向けた業務の見直し、財団の自立的運営能力の向上のための活動。

カ 屋久島環境文化村中核施設管理運営等事業

屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営

(2) 奄美群島自然共生プラン

① 趣旨

平成15年9月、奄美群島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針として奄美群島自然共生プラン（以下「プラン」という。）を策定しました。このプランは、県と奄美群島12市町村が一体となって策定を進めてきたものです。その基本として、奄美の固有な自然、これにかかわる生活、文化などの資源（以下「宝」という。）を数多く再認識・再発見しました。

今後の奄美群島の地域づくりに当たっては、この奄美の「宝」を核とし、「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭に置き、「人と自然との共生」を基軸とする個性的な地域をつくることとします。

② プランの基本理念（3つの理念）

奄美群島は、残されている自然や文化などを保全・活用して「人と自然が共生する地域」を構築し、他の地域に先がけて、現代の大量消費社会の「転換」を主導する可能性のある地域です。

プランではこうした考えに基づいて「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」を基本的な理念としています。

③ 奄美の「宝」

学術的価値が顕著な自然としては、サンゴ礁と海岸の生態系や海岸の景観、希少野生動植物を要素とする森林の生態系や森林の景観を挙げることができます。また、社会的価値が顕著な自然としては、身近な自然や身近な景観を挙げることができます。さらに、これらの自然と関わりの深い文化や産業、例えば、信仰・伝統行事や島唄そして食材なども「宝」に含まれています。

④ 奄美の「宝」の保全と活用策

地域の自然の学術的・社会的な価値を認識して「宝」を良好な状態に保全した上で、地域を活性化するための資源として様々な形で活用します。

プランでは、奄美群島で「宝」の保全と活用を行うための9つの施策を示しており、

各地域ではこの施策に沿った取組を行います。

⑤ 「具体的施策」（9つの施策）

奄美群島に固有な自然等を奄美の「宝」ととらえ、以下に示す9つの施策によって奄美群島の地域づくりを図ります。

ア 自然共生ネットワークの形成

- ・環境教育・環境学習の推進
- ・集落の機能の維持・確保，NPOの活動の促進
- ・専門的な調査研究 など

イ サンゴ礁と海岸の保全

- ・重要生態系地域調査の実施
- ・オニヒトデ等駆除事業 など

ウ 希少な野生動植物と森林の保全

- ・重要生態系地域調査の実施
- ・外来種対策の強化（マングース駆除等） など

エ 身近な自然の保全

- ・保存樹・保護植物の指定の検討
- ・文化財保護法等による管理・保全 など

オ 自然再生の検討

- ・サンゴの再生等の検討
- ・海岸植生，河川，棚田等の再生の検討
- ・奄美らしい景観・風景の創出，再生の検討 など

カ 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進

- ・計画策定の検討
- ・地域利用のガイドライン，ガイド等の認定制度 など

キ 奄美のブランドの創出

- ・奄美の豊かな自然に恵まれた特産品の生産
- ・伝統的な産業の継承（大島紬，黒糖づくり等）
- ・「長寿」の島や「子宝」の島を誇りとする情報発信 など

ク 自然に対する配慮の徹底

- ・住民自らが主体性をもった省資源化，ごみ減量化，廃棄物の適正処理
- ・自然環境配慮型の公共事業の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・赤土等の流出防止対策の徹底 など

ケ 世界自然遺産登録に向けた取組

- ・重要生態系地域調査の実施
- ・世界自然遺産にふさわしい島づくり
- ・登録に向けた推進体制の構築，連携・交流の促進 など

⑥ プランの効果的な実施

ア 地域住民の役割

「人と自然との共生」を基軸とした地域づくりを進めるためには、地域住民が参加や合意形成を通じて自ら主体的に行動することが大切です。

イ 地域のNPOの役割

地域のNPOは、地域住民の合意形成を支援するなど住民と行政の間において主体的な役割を果たすことが期待されます。

ウ 市町村の役割

市町村は、自ら主体的に施策を立案・実施し、情報をとりまとめて合意形成を促す

など地域住民に対して働きかけを行います。

エ 県の役割

県は、地域住民、地域のNPO、市町村等の活動を支援し、また群島全体の活性化の観点から自ら施策を立案し実施します。

なお、平成16年3月には国、県、地元市町村及び関係団体からなる「奄美群島自然共生プラン推進本部」を設置しました。県では、例年5月頃に毎年度の取組に係る推進会議を開催し、同プランに対する関係者相互の一層の理解と着実な推進を促しています。今後とも、この推進本部が中心となって、県、市町村、地域等が連携しながらプランに沿った事業展開を図り、奄美の豊かな自然と人とが共生した地域づくりを進めていきます。

オ その他の主体の役割

必要な場合には、国、専門家、国際的なNPO、地域外の住民などの協力を確保します。

3 生物多様性の保全

本県は、多様な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然が生まれ、多種多様な野生生物が分布しており、維管束植物は約3,100種類、鳥類は約400種類、哺乳類は約50種類が生息・生育しています。

特に、奄美地域には、アマミノクロウサギやルリカケスなどの固有種が多く生息・生育しており、生物多様性保全の視点から世界的にも重要な地域です。

また、県内には絶滅のおそれがあると同時に学術的に価値のある野生動植物種が多く生息しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種への指定や「文化財保護法」に基づく天然記念物への指定により保護されています。さらに、県においても、希少野生動植物の保護を図るため、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成15年3月制定）に基づき、捕獲等を禁止する指定希少野生動植物を指定しています。

なお、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「生物多様性鹿児島県戦略」を平成26年3月に策定しました。

ツルは、国際希少野生動植物種や国の特別天然記念物に指定されており、毎年約1万羽以上が出水平野で越冬することから、ねぐらの設置や給餌などツル保護のための諸施策を講じています。

また、平成26年度に高病原性鳥インフルエンザ感染が確認されたことを受け、監視体制の強化、迅速な検査体制の整備など、感染拡大を防止するための防疫体制の確立を図っています。

ウミガメは、春から夏にかけて延べ8,000頭前後（日本一）が産卵のため県内各地の海岸に上陸することから、ウミガメ保護のための監視活動や保護思想の普及啓発等を行っています。

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものです。

このため、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を保護管理するため、鳥獣保護事業計画を策定し、この計画に基づく施策を実施するとともに、関係機関との密接な連携を保ちつつ鳥獣保護行政に努めています。

(1) 野生鳥獣保護

① 管理体制

鳥獣行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の取締りについて適正な指導監督をする鳥獣保護管理員を、県下に102人設置しています。

② 鳥獣保護区の設定状況

鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るため県内にこれまで132箇所、面積71,744haの鳥獣保護区を指定しています。

なお、平成28年3月末現在の指定状況は、表3-9のとおりです。

また、鳥獣保護区の境界を明らかにするため、表3-10のとおり必要な標識を設置しています。

表3-9 鳥獣保護区指定状況

(平成28年3月末現在)

種 別	国指定		県指定		計	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
大規模生息地の保護区	(1) 1	(1,318) 4,788	(-) -	(-) -	(1) 1	(1,318) 4,788
森林鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(3) 58	(1,455) 59,136	(3) 58	(1,455) 59,136
集団繁殖地の保護区	(1) 1	(21) 21	(-) -	(-) -	(1) 1	(21) 21
集団渡来地の保護区	(1) 1	(54) 842	(-) 1	(-) 172	(1) 2	(54) 1,014
身近な鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(-) 65	(-) 5,257	(-) 65	(-) 5,257
希少鳥獣生息地の保護区	(1) 1	(103) 320	(1) 4	(5) 1,208	(2) 5	(108) 1,528
生息地回廊の保護区	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
計	(4) 4	(1,496) 5,971	(4) 128	(1,460) 65,773	(8) 132	(2,956) 71,744

※ () は特別保護地区で内数

表3-10 保護施設整備状況

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27
制 札	67本	57本	45本	44本	31本
案 内 板	0基	1基	0基	0基	0基
補助表示板	18枚	0枚	2枚	5枚	8枚

③ 休猟区の設定状況

狩猟鳥獣が減少した地区において、3年間休猟することにより狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、休猟区を設定しています。

平成28年3月末現在で1箇所、2,894haの休猟区が設定されています。

④ 特定猟具使用禁止区域の設定状況

銃猟による危険を防止するため、事故頻発地域、学校所在地、農林業上の利用が恒久的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のために入林者が多いと認められる場所、その他事故発生のおそれのある区域を、特定猟具使用禁止区域に設定しています。平成28年3月末現在で108箇所、48,039haの特定猟具使用禁止区域が設定されています。

⑤ 野生鳥獣の保護・管理等

ア 野生鳥獣の捕獲・飼育に係る許可等

野生鳥獣の捕獲は、キジ、ヒヨドリ、タヌキなどの狩猟鳥獣として指定されているものを、定められた猟期（11月15日から翌年の2月15日まで）に狩猟免許所有者が行う以外は、法により禁止されています。

ただし、学術研究など特別な理由により環境大臣等の許可を得た場合には捕獲することができ、これらにより捕獲した鳥獣について市町村長から登録票の交付を受ければ、飼養できることとなっています。過去5年間における登録票発行件数（更新を含む）は、表3-11のとおりです。

イ 生息状況調査

(ア) キジ・ヤマドリの出合数調査

キジ・ヤマドリの出合数調査は、昭和43年から毎年全国一斉に実施しています。

本県も狩猟解禁の初猟日において、出猟者が確認したキジ・ヤマドリの出合数を鳥獣保護員が聞き取り調査しており、最近におけるその調査結果は、表3-12のとおりです。

(イ) ガン・カモ科鳥類生息調査

ガン・カモ科鳥類生息調査は、昭和44年度から毎年1月15日前後に全国一斉に実施しています。本県も職員及び全鳥獣保護員を動員して実施しており、最近の調査結果は、表3-13のとおりです。

ウ 傷病鳥獣の保護

公益社団法人鹿児島県獣医師会に委託して、保護措置を講じました。平成26年度に保護した鳥獣は、表3-14のとおりです。

エ 有害鳥獣の捕獲

鳥獣保護事業の推進により野生鳥獣の保護繁殖が図られていますが、野生鳥獣は、その習性上農林水産物を食害すること等により、被害を及ぼすこともあるので、農林水産業の振興を図るために、有害鳥獣の捕獲を実施して、被害を最小限にとどめるよう努力しています。有害鳥獣として捕獲した鳥獣は、表3-15のとおりです。

オ 第二種特定鳥獣管理計画

近年、イノシシ・ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大に伴い中山間地域において、農林業被害が深刻化しているため、イノシシ・ニホンジカ・ヤクシカに係る第二種特定鳥獣管理計画を策定し、農林業被害の軽減と個体群の安定的な維持を図っています。（表3-15）

表3-11 鳥獣飼養登録状況

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27
鳥類	1,035羽	798羽	710羽	604羽	512羽
獣類	173頭	157頭	132頭	118頭	107頭
計	1,208	955	842	722	619

表3-12 キジ・ヤマドリ出合数調査

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27
聴取人数	815人	954人	645人	550人	606人
キジ	179羽	193羽	140羽	150羽	167羽
ヤマドリ	55羽	44羽	37羽	36羽	40羽

表3-13 ガン・カモ科鳥類生息調査

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27
調査面積	4,171ha	4,190ha	4,199ha	4,198ha	4,207ha
調査人員	95人	96人	95人	93人	83人
ガン類	3羽	6羽	0羽	7羽	0羽
カモ類	26,557羽	26,355羽	25,284羽	35,019羽	42,434羽
ハクチョウ類	6羽	1羽	0羽	1羽	0羽

表3-14 保護した鳥獣の実績（平成27年度）

種類	羽数・頭数	種類	羽数・頭数	種類	羽数・頭数
キジバト	11	リュウキュウコノハズク	2	イソヒヨドリ	3
ドバト	21	イカル	6	コサギ	3
スズメ	8	ムクドリ	4	カワセミ	3
トビ	14	アオバト	6	ミサゴ	7
シロハラ	13	オオミスナギドリ	3	キジ	6
ヒヨドリ	3	アカショウビン	8	ゴイサギ	4
ツバメ	11	ハヤブサ	2	メジロ	3
サシバ	2	フクロウ	4	ルリカケス	1
		その他(42種)	96	合計	244

表3-15 有害鳥獣捕獲による捕獲状況

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	
鳥類 (羽)	カモ類	58	45	69	28	60
	キジバト	0	0	0	0	0
	カラス類	11,601	11,806	12,579	11,741	11,463
	スズメ類	493	197	649	428	264
	ヒヨドリ	213	2,823	230	3,698	583
	ドバト	1,334	1,596	704	749	993
	その他	375	184	254	264	133
合計	14,074	16,651	14,485	16,908	13,496	
獣類 (頭・羽)	イノシシ	7,057	8,940	9,681	10,904	14,796
	タヌキ	1,292	1,437	2,104	1,883	2,559
	ノウサギ	160	141	121	127	139
	ニホンザル	1,081	1,737	1,027	1,331	1,107
	ニホンジカ	6,456	9,436	12,025	15,654	19,187
	マングース	1	0	0	0	0
	アナグマ	637	982	2,656	2,485	4,194
	その他	240	256	256	210	220
合計	16,924	22,929	27,870	32,594	42,202	

(2) ウミガメ保護

本県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため「鹿児島県ウミガメ保護条例」を昭和63年に制定し、保護対策を講じています。

平成27年度に実施した保護対策事業は次のとおりです。

- ① 啓発事業
県ホームページや広報誌等による周知等
- ② 保護監視事業
 - ・市町村ウミガメ保護監視員設置費補助（15市町村，監視員延べ1,980人）
 - ・関係警察署によるパトロール
- ③ 県ウミガメ保護対策連絡協議会の開催
県，関係市町村，警察等の関係機関が情報交換等を行うことにより効果的な保護対策を確立することを目的とした協議会開催

（表3-16）

表3-16 ウミガメの上陸確認状況

区 分 \ 年 度	H23	H24	H25	H26	H27
上陸確認市町村数	33	33	31	32	33
上陸確認頭数(延べ)	5,423 (425)	8,845 (990)	8,538 (1,389)	7,179 (585)	3,511 (564)

※（ ）書きはアオウミガメで内数

(3) ツル保護

出水地域には毎年、1万羽以上のツル（ナベヅルやマナヅル等）が渡来し、そのほとんどが荒崎地区に集中して生息していたため、伝染病によるツルの絶滅が危惧される一方、地区外にも多数飛来して農作物への被害等の問題が生じていました。このため、国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている東干拓地区において、生息環境の改善・整備等を行い、ツルの集中化の改善と農作物被害の軽減を図るための「特定地域鳥獣保護管理事業」を平成8年度から実施しています。平成27年度の事業内容は次のとおりです。

- ① 農地の借上げ
ツルの渡来期間中、東干拓地区の海側の農地を休遊地として借上げ、ツルのため良好な生息地として確保しました。（約53ha）
- ② ネグラの整備
借り上げた農地の中に、ネグラを1箇所設置しました。（約1ha）
- ③ 目かくし網等の設置
借り上げ地については、車等の光を遮断するため、目かくし網を設置し、借り上げ地以外は農作物の被害を防止するため、赤銀テープの設置を行いました。
- ④ 給餌事業
休遊地において、広く粗く給餌を実施しました。
- ⑤ 環境等調査
出水・高尾野地域で越冬するツルの羽数調査を行いました。

(4) マングース対策

奄美大島におけるマングースは、1979年ごろハブの駆除を目的に奄美市内（旧名瀬市）に約30頭放獣されたといわれています。外来種であるマングースはその後増殖し、環境省の調査（平成8～11年度）では5千～1万頭前後が生息していると推定されました。環境省は希少種を含む生態系を保護する観点から、平成12年度から5か年計画でマングースの防除事業を実施し、生息数は当初の1／3程度まで減少したものの、同時に分布域の拡大や捕獲効率の低下が生じているとしており、その完全な排除には至りませんでした。このため、環境省は平成17年6月から外来生物法のもとで、大幅に事業費を増額し、現在、平成34年度の完全排除を目指した防除が実施されているところです。

また、平成21年6月には、鹿児島市において、沖縄島、奄美大島以外では初めてマングースの生息が確認されました。県では、根絶に向けた効果的な防除と生息情報の把握に努めた結果、既に絶滅したか、個体数が極めて少ない状態と考えられ、今後、時間の経過とともに根絶に向かっていく可能性が高いと推測されています。

なお、過去5年間におけるマングース捕獲実績は、表3-17のとおりです。

表3-17 マングース捕獲実績

区分	年度				
	H23	H24	H25	H26	H27
マングース防除事業（奄美）	272頭	197頭	130頭	71頭	40頭
マングース生息確認調査・防除事業（鹿児島市）	0頭	0頭	0頭	—	—

(5) 野生生物保護思想の普及啓発

① 愛鳥週間における啓発活動の推進

鳥獣保護の実効を期するためには、鳥獣に親しみ、その習性を知り、これを保護しようとする思想を広く県民に普及することが大切です。このため、県下の小・中・高校生から「野生鳥獣保護」をテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を愛鳥週間（5月10日から5月16日まで）中に表彰するとともに、入賞作品をイオンモールかごしま、鹿児島市平川動物公園及びかごしま県民交流センターに展示し、県民への普及啓発を図りました。平成27年度の応募状況は表3-18のとおりです。

また、野生鳥獣の保護思想を普及・高揚させることを目的として、愛鳥モデル校を2校指定（指定期間3か年）しました。

表3-18 愛鳥週間作品コンクール（平成27年度）

校種	ポスター	応募学校数
小学校	1,424	95
中学校	225	21
高等学校	227	5
計	1,876	121

※特別支援学校は各校種に含める。

② ウミガメ保護啓発活動

県ホームページ等を利用した広報、パトロール開始式でのアピール、市町村広報誌等による周知徹底を図りました。

(6) 希少野生動植物の保護対策

希少野生動植物はこれまで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などの法令に基づき保護が図られてきましたが、希少野生生物調査の過程で、早急な保護対策を図る必要がある種があることもわかりました。

こうしたことから、捕獲等の禁止や生息地等における開発行為の制限などを規定した「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成15年3月に制定し、平成28年3月現在で38種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

また、平成26年3月に鹿児島県レッドデータブックに掲載している9つの生物分類群のうち、維管束植物を除く、8つの分類群のレッドリストを改訂するとともに、新たに藻類のレッドリストを策定しました。

平成28年3月には、維管束植物のレッドリストを改訂するとともに、「県版レッドデータブック」を改訂しました。

(7) 奄美群島生物多様性の保全

奄美地域は、種の保存法の「国内希少野生動植物種」に指定されているオオトラツグミなどの鳥類や、特別天然記念物に指定されているアマミノクロウサギなど希少な野生生物が生息しているほか、世界中で奄美にしか生息しない固有種が多く生息している世界的にも重要な地域です。

現在、「人間活動と野生生物との共存の確保」は、どの地域でも大きな課題となっていますが、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美群島では特に重要になっています。

このような状況に対応するため、環境省奄美野生生物保護センター（平成12年4月オープン）が、奄美に生息する野生生物の調査研究や、野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として、運営されています。

また、奄美大島の金作原地区、湯湾岳地区、大瀬海岸地区、山間地区、徳之島の母間地区など25地区が鳥獣保護区に指定されています。

(8) 野生生物の生息・生育環境の確保

・多自然川づくり

平成9年12月の河川法の改正に伴い、新たに「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」が盛り込まれたのを受け、河川の整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境として重要な瀬や淵など、多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然川づくりを積極的に進めることとしています。（資料編4-(2)）